

月刊基金

Monthly KIKIN 第60巻 第3号

3

MARCH 2019

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

今月の表紙



火振り神事（熊本県）
表紙イラスト 永吉 秀司

3月の申の日に阿蘇神社で行われる火振り神事は「国龍神」の婚礼を祝う儀式。

夕刻、妃神の到着を歓迎して振り回される萱束で参道は炎の輪に彩られ、荘厳な雰囲気包まれます。阿蘇神社は熊本地震により甚大な被害を受け、表紙絵に描かれている国指定重要文化財の楼門が倒壊しましたが、現在、再建へ向けて復旧工事が進められています。

CONTENTS

2

座談会

災害医療を考える～大規模災害への備え～

東北大学病院 総合地域医療教育支援部 部長
国際医療福祉大学大学院 災害医療分野 教授
日本災害医療薬剤師学会 会長、
東邦大学医療センター大森病院 薬剤部長
日本災害医学会 代表理事、
災害医療センター 臨床研究部長

石井 正氏
石井 美恵子氏

西澤 健司氏

小井土 雄一氏（兼司会）

9

ネットワーク

生活行為向上に寄与する作業療法士

一般社団法人日本作業療法士協会 会長 中村 春基

10

トピックス

地方単独医療費助成制度の 審査支払事務委託後の効果

～福井県の医療費助成制度の関係者を訪ねて～

18

医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載116回

がんと放射線治療

～放射線治療は薬でからだに優しいがん治療法です～

順天堂大学医学部附属練馬病院（東京都）放射線科教授 直居 豊

19

「コンピュータチェックに関する公開」を更新

20

支払基金からのお知らせ

オンライン請求で使用する際の パソコン基本ソフトの種類を拡大

22

医療保険等の動き マンスリーノート

24

平成30年度 月刊基金 目次一覧

26

保険請求の基礎知識

28

支払基金における審査状況（平成30年11月審査分）

30

医療費の動向 診療報酬等確定状況（平成30年11月診療分）

32

地方公共団体が実施する医療費助成事業の審査支払事務を受託

33

インフォメーション

保険請求の基礎知識

今回は①「抗LKM-1抗体を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について」②「歯科衛生実地指導料の算定について」を掲載します。

事例② 歯科

歯科衛生実地指導料の算定について

診療報酬明細書 (歯科) 平成 31 年 3 月分

診療報酬明細書	平成 31 年 3 月分	診療科目コード	3	1	3	1	2	8	高年			
			科	2	公費	4	退職	3	3	併	0	高年

保険者番号: 10987()

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

氏名: 田中 太郎 性別: 男 生年: 41年11月10日

勤務上の事由: 専業主婦

診療開始日: 31年3月8日

右側顎関節症

初診	再診	検査	治療	経過観察	その他	合計
237	0	0	0	0	0	237

診療点数: 237

請求金額: 842

患者負担額 (公費): 762

「顎関節症」病名における歯科衛生実地指導料の算定については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」及び平成30年4月25日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その3)」において、次のように示されています。

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添2 歯科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

B001-2 歯科衛生実地指導料

(1) 「1 歯科衛生実地指導料1」は、歯科疾患に罹患している患者であって、歯科衛生士による実地指導が必要なものに対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、歯及び歯肉等口腔状況の説明及び次のイ又は口の必要な事項について15分以上実施した場合に算定する。なお、う蝕又は歯周病に罹患している患者については必ずイを実施するものであること。

イ プラークチャート等を用いたプラークの附着状況の指摘及び患者自身によるブラッシングを観察した上でのプラーク除去方法の指導

ロ その他、患者の状態に応じて必要な事項

(2) 「2 歯科衛生実地指導料2」は、歯科疾患に罹患している患者のうち、基本診療料に係る歯科診療特別対応加算を算定している患者であって、歯科衛生士による実地指導が必要なものに対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、歯及び歯肉等口腔状況の説明及び次のイ又は口の必要な事項について15分以上実施した場合又は15分以上の実地指導を行うことが困難な場合においては月2回の実地指導を合わせて15分以上行った場合に算定する。なお、う蝕又は歯周病に罹患している患者については必ずイを実施すること。

イ プラークチャート等を用いたプラークの附着状況の指摘及び患者自身によるブラッシングを観察した上でのプラーク除去方法の指導

ロ その他、患者の状態に応じて必要な事項

【平成30年4月25日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その3)」】

別添2 歯科診療報酬点数表関係

問9 区分番号「B001-2」歯科衛生実地指導料について、対象疾患が「歯科疾患」となったが、傷病名が①「欠損歯(MT)」(有床義歯に係る治療のみを行っている場合)、②「顎関節症」、「歯ぎしり」のみの場合に算定できるか。(答) ①②については、いずれも算定できない。

本事例については、「顎関節症」病名において歯科衛生実地指導料1が算定されています。平成30年4月25日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その3)」の別添2「歯科診療報酬点数表関係」の問9に「区分番号「B001-2」歯科衛生実地指導料について、対象疾患が「歯科疾患」となったが、傷病名が①「欠損歯(MT)」(有床義歯に係る治療のみを行っている場合)、②「顎関節症」、「歯ぎしり」のみに場合に算定できるか。(答) ①②については、いずれも算定できない。」と示されていることから、歯科衛生実地指導料は算定できませんので、ご注意ください。

事例① 医科

抗LKM-1抗体を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について

診療報酬明細書 (医科入院外) 平成 31 年 3 月分 県番: 医科: 1 医科 1 社保 1 単独 6 家外

保険者番号: 公費① 給付割合

記号・番号

氏名: 2女 3昭 36.11. 生

勤務上の事由

傷病名: (1) 肝機能障害 (2) 自己免疫性肝炎の疑い

診療開始日: (1) 平 31. 2. 24 (2) 平 31. 3. 9

診療日数: 1 日

1	1	初診	×	回			
1	2	再診	73	×	1	回	73
1	2	外来管理加算	×	回			
1	2	時間外	×	回			
1	2	休日	×	回			
1	2	深夜	×	回			
1	3	医学管理					
1	4	往診					
1	4	夜間					
1	4	深夜・緊急在宅患者訪問診療					
1	4	在宅患者他診					
1	4	その他					
6	0	検査	4	回			925
7	0	画像診断					
8	0	その他					

請求点数: 998

一部負担金額 (円):

※ 抗核抗体陰性を確認した年月日を記載すること。

抗LKM-1抗体を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」については、平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について(以下、「診療報酬請求書等の記載要領」という。)の別表Iに「抗核抗体陰性を確認した年月日を記載すること。」と示されています。

【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(医科)(抜粋)

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
231	D014の24	抗LKM-1抗体	抗核抗体陰性を確認した年月日を記載すること。		-

※「記載事項」欄における括弧書きは、該当する場合に記載する事項であること。
※「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載するものであること。

本事例については、抗LKM-1抗体が算定されています。当該検査料を算定した場合は、診療報酬請求書等の記載要領の別表I「項番231」に示されているとおり、抗核抗体陰性を確認した年月日を「摘要」欄に記載することが必要となりますので、ご注意ください。